

会議結果報告書

会議の名称	令和5年度第1回札幌市子ども・子育て会議
日時・場所	令和5年9月7日（木）13：00～15：15 ホテルポールスター札幌
出席委員 25名/29名中	天野舞子、五十鈴理佳、大場信一、加藤智恵、加藤弘通、川内佳奈、菊地秀一、北川聡子、金昌震、桑原俊二、斎藤規和、澤田理恵、椎木仁美、繁泉将晴、高橋千洋、高橋亨、永浦拓、馬場政道、林亜紀子、藤原里佐、星信子、前田尚美、箭原恭子、山口裕一、渡辺琴音（敬称略）

議事	概要
1. 会長・副会長の選任	<p>○「札幌市子ども・子育て会議条例」をもとに、会長に藤原 里佐委員、副会長に星 信子委員が選任される。</p> <p><審議結果> 承認</p>
2. 部会の委員及び部会長の指名について	<p>○「札幌市子ども・子育て会議条例」をもとに会長から以下の通り指名。</p> <p>【認可・確認部会】 部会長：星委員 委員：加藤(智)委員、川内委員、菊地委員、藪委員</p> <p>【放課後児童健全育成事業部会】 部会長：金委員 委員：天野委員、澤田委員、繁泉委員、徳田委員、林委員</p> <p>【児童福祉部会】 部会長：藤原委員 委員：大場委員、加藤(弘)委員、北川委員、桑原委員、斎藤委員、椎木委員、高橋委員、前田委員、箭原委員、渡辺委員</p> <p>【処遇部会】 部会長：椎木委員 委員：大場委員、加藤(弘)委員、北川委員、斎藤委員、前田委員</p> <p>【いじめ問題再調査部会】 部会長：永浦委員 委員：馬場委員</p> <p><主な委員質問・意見> 特になし。</p> <p><審議結果> 承認</p>
3. 第4次さっぽろ子ども未来プラン令和4年度の実施状況報告	<p><事務局説明> 事務局より以下の資料について説明を行った。 資料4-1 第4次さっぽろ子ども未来プラン令和4年度実施状況報告<実施状況総括></p>

資料 4-3 第 4 次さっぽろ子ども未来プラン令和 4 年度実施状況報告<札幌市子ども・子育て支援事業計画>

<主な委員質問・意見>

資料 4-1 (5 ページ) 計画全体の成果指標の達成状況

・(委員)「子どもを生き育てやすい環境だと思ふ人の割合」について、令和 4 年度の数値が目標値を大きく下回っているだけでなく、前年度比で見ても下回っている状況について、深刻な評価となっていないように感じる。新型コロナウイルス感染症のため仕方ないという評価なのか。

→(月宮子ども企画課長) 令和 4 年度も、様々な要因はあると考えられるが、やはりコロナの影響が大きかったと捉えている。新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限、燃料代や物価の高騰など生活環境が厳しくなっており、子育て世帯の大変さが伝わる中で、伸び伸びと子育てをすることが難しかったのではないかと認識している。

資料 4-3 (2 ページ) 保育における需給状況

・(委員) 札幌市内全域の保育所の総定員数はニーズを既に上回っているということを説明されていたが、区によって入所可否にばらつきがあり、復職したくても復職できない人がいるという実態がある中で、それが子どもを産み育てにくい環境だと思ふ要因に繋がっているのではないかと思うが、いかがか。

→(西山保育推進課長) 現在、保育所の定員については、保育所を利用したいという利用希望児童数の数を上回っている状況。資料 4-3 の該当部分については、ニーズということで、現在保育所を希望していない方でも、将来的に保育所に入りたい、というようなニーズも含めた数字を記載している。それらも含めた中で、対応できるような定員供給量を確保していきたいというところで計画を立てているところ。なお、全市的に見れば、ある程度供給量を充足している状況にはあると思われるが、委員の指摘のように、一部の地域や保育所の年齢別によって入所できないという状況もあると思われるため、地域の状況や施設の状況等を詳細に見極めながら、そこで供給量が不足している状況があれば、既存施設の活用なども中心にしながら定員を確保して、少しでも入所できるような体制を作っていきたいと考えている。

・(委員) そもそも全市的な保育ニーズと供給を比較して、過不足を判断することに意味がないのではないか。以前のような大幅に供給量が少なく、保育所に入れないことが非常に切実な問題になっていた時代であれば、このような全市的な需要と供給の比較で良かったと思うが、今は一定程度保育ニーズは満たされつつある。これからは、より細かな需給のデータを取り、細かな保護者の保育ニーズにマッチするようなシステムづくりが必要ではないかと思う。

資料 4-1（7 ページ）自分のことが好きだと思ふ子どもの割合

・（委員）「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」について、ずっと横ばいになっているが、目標値は 80% となっている。80% という数字は高い数字ではないと思うが、子どもの権利委員会からの意見では、ハードルが高いのではないかという指摘もある。札幌市としては 80% を目標値とすることについて、ハードルが高いと思っているのか、高くないと考えているのであれば、この横ばいでずっと来ていることをどう分析しているのか。

→（山縣子どもの権利推進課長）自分のことが好きだと思ふ子どもの割合というのは、要は、子どもの権利が守られることで安心して過ごすことができる、そのことによって自分をありのまま受け止めて、肯定的に自分のことを受け止めることができるという意味で、大切な指標だというふうに捉えている。この 80% というのは、札幌市の目指す姿としては、高くないと考えており、できるだけ多くのお子さんがそのように自分のことを肯定的に受け止めることが必要だと考えている。今の 67.4% から本当に行けるのかというところの意味でいくと、確かにハードルは高いというふうには認識しているが、目指すところとして、80% というところは最低限必要なラインだと考えている。ただ、そこに至らなかった理由というのは当然分析しなければいけないと考えており、先ほどもコロナだけではないということももしかしたらあるのかもしれないが、やはり一つには、子どもさんたちがたくさん体験ができなかったり、自分らしさや自信が持てるような経験ができなかったということが背景にあると考えている。その辺りの分析もしながら、目標値に届くにはどうしたらいいのかという点や、次期の計画においては、本当に 80% でいいのかという点も、委員の皆様のご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたい。

・（委員）67% ぐらいが平成 30 年からずっと続いているため、コロナによる経験不足、体験不足、抑圧というものだけではないことがあると思われるため、引き続き検討を続けてもらいたい。

資料 4-3（2 ページ）保育における需給状況

・（委員）先ほど保育サービスの供給量が足りているという報告で一安心したが、そのなるとからは保育サービスの質を考える必要があると思う。例えば、現場でインタビューすると、共働き家庭の子どもさんが、実際、保育の無償化によって保育サービスの利用ができなかったという事例があり、また、定員をオーバーして保育所を利用するということがあったということで、保育所の過密化という問題もかなり深刻だと考えている。それによって、保育士の業務量も増えるということもあるということなので、量が足りていれば、今後は保育サービスの質を考えるという考えの転換というものが必要だと思う。（意見のみ）

資料 4-1（8 ページ）子どもの権利を大切にしている環境の充実

- ・（委員）今回、本会議に大学生が入ったのは非常にいい事だと思う。国の方でもこども家庭庁ができ、子どもの声を聴くということをやるところで大切にしている流れがあると思う。社会的養護の分野でも、社会的養護を終えた子どもの意見を聞きながら現場に生かしていくということも札幌市としてもやっているため、そういう取組を広げていけば、子どもの権利の成果指標の数値がもう少しよくなるのではないかな。子どもの権利委員会にもあるように、コミュニケーションという名目でワークショップを行うと書いてあるため、いろいろな場面や形で子どもの声を聞きながら、この札幌市の政策にも今後当事者の意見を聞いて生かしていくということが、子どもの権利を守っていくことにつながるのではないかな。（意見のみ）

資料 4-1（8 ページ）子どもの権利が大切にされていると思う人の割合

（15 ページ）難しい事でも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合

- ・（委員）子どもの権利が大切にされていると思う人の割合について、他の指標では、中高とか校種を分けて聞いているが、どの校種の人たちが特に低いかなということが分かっているのか。例えば、詳しいデータを見てみると、いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られていることというのが、「守られていない」「大切にされていない」というのが 46.5% という数値があり、恐らくみんな平たく子どもが全員思っていると考えられないところがあるので、どの校種で下がってしまうのかなどが詳しく分かるといいのではないかな。

関連して、難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合というところを見ると、高校生は横ばいのままなのに、小学校、特に中学校が令和 4 年度までにかけて 10% ぐらい下がってきているということは、やはり校種によって違うし、コロナの影響だけとは言えないと思うため、年代によって自分の権利が守られていないと思う人たちがいるかもしれないので、もしそういう校種別のデータがあれば教えてほしいし、ないのであれば、もう少し細かい分析をしないと、具体的に何をやればいいのかということが分かりにくいのではないかな。

→（山縣子どもの権利推進課長）今、手元にはないが、年代ごとに子どもの権利が大切にされていると思う人の割合、また、どういったところが大切にされていないかといったところの分析をするデータもそろっているため、様々な施策において、その点を分析しながら進めていきたい。

資料 4-3（2 ページ）保育における需給状況

資料 4-1（8 ページ）子どもの権利が大切にされていると思う人の割合

- ・（委員）保育の質という話が出ていたが、一事例にはなるが、保育の現場で、新卒で入ってきた保育士が、発達障がいのような特徴のある子た

ちの扱いに苦慮して、辞めていってしまうという話を何度かきいている。保育や医療でも、学んでこない子どもの育ちというものがあると思うが、科学的なところを押さえた上での専門職の研修が受けられ、それを実践しているような体制といった、保育の質を上げていく場や取組がもっと広がっていけばいいと思う。

また、子どもの権利について、自分のことを好きだと思ふ子どもの割合には、いろいろな要素が関わってくると思うが、親子関係は外せない要因だと考えている。今までの施策の中でも、子どもに対してのフォローはあると思うが、その子どもを支える保護者へのサポートを行政としてやっていくというのが必要だろう。保護者が子どもを支えられる環境や心境でなければ、子どもも崩れてしまうのではないか。

また、子どもの権利委員会について、子どもが参加しているのはいい取り組みだと思うが、ここに参加できる子どもは、心も体も元気な子どもであり、実際に不登校など困っている子どもの声を拾うという意味では、実際に困っている子どもたちの声を反映できる仕組みがあると良いと思う。（意見のみ）

資料 4-1（7 ページ）子どもの権利を大切にす環境の充実

- ・（委員）発言できる子どもだけではなく、発言が妨げられている子どもたちの声を聞くということはすごく大事だと思う。札幌市でアドボケータの養成をしているという話を聞いたため、詳しく教えてもらいたい。また、自ら声を上げられない、手を伸ばせない家庭への支援ということも、やはり子どもの権利を守るという視点の中に入れていくべきだと思う。

→（藤崎家庭支援課長）アドボケイトの受講については、札幌市児童相談所では行っていない。児童相談所内に限った話だと、何らかの事情により家庭で暮らせない子どもを一時保護して、その後、家庭に戻れない子どもは、里親委託や施設入所を行っている。その中で、一時保護中に、子どもの意見などを酌み取る試みを行っている。今回の児童福祉法改正に伴い、令和 6 年 4 月から、一時保護児童、及び施設入所児童に対して、子どもが考えている意見を引き出して、第三者がそれを酌み取り、児童相談所や施設職員にフィードバックをする意見表明制度をつくるよう国の方で進めているところ。令和 6 年度は、児童相談所でも意見表明支援の環境を整えるべく、検討中である。

資料 4-1（16 ページ）配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- ・（委員）先ほどの意見で、保育園の先生たちが発達障がいの子どもの対応に苦慮して辞めていくという話があったが、令和 6 年 4 月からの児童福祉法改正で、札幌市に今九つある児童発達支援センターについて、もっと地域を支えてインクルーシブを進展させていくようにという方向性が出ているため、札幌市としても、保育園、幼稚園の専門的な支

援を充実していくシステムを障がい福祉の方とやっていったらいいのではないか。（意見のみ）

資料 4-1（10 ページ） 保育人材の確保

- ・（委員） 保育士等の支援の関係で、ニーズに合わせて定員増を図るということはとても大切なことだと思うが、保育を担う人材の確保というのが非常に大きな問題になっている。新卒者については、札幌市で児童福祉関係に従事した場合の就学資金等返還免除などあるが、現実に保育所あるいは児童福祉施設で人材を確保が出来ず、人材派遣会社の活用が大きくなっている。そこに対する支出が非常に大きなウェイトを占めており、また、適切な運営をしている人材派遣会社を活用しなければならないという状況もあり、人材派遣の関係の支出が毎年のように大きくなっている。そのため、それに対する手立てや検討の余地があるのかどうか、今後の考えを教えてください。

→（西山保育推進課長） 保育士の確保が非常に深刻な課題であるということは札幌市としても認識しており、保育園などが民間の人材紹介会社を活用せざるを得ないという状況、そこに多大なる費用をかけざるを得ないというような状況にあるということも保育園の方々から聞いている。札幌市としては、札幌市保育人材支援センター（通称「さぼ笑み」）を運営しながら、保育士の確保を近年進めてきているところ。まだ不十分なところもあるが、着実に成果が上がってきていると思われるため、まずは当該センターの機能を拡充して、そこを中心としながら保育士確保を進めてまいりたい。

資料 4-1（15 ページ） 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

- ・（委員） 小学校の学びのサポーターをしているが、最近は発達に問題のある、ちょっと気になる子どもというのがとても増えている。保護者もとても気にしているため、相談できる機関につなげようと思うが、ちえりあや医療のクリニックが、半年～1年の予約待ちになり、タイムリーに利用できない状況がある。そのため、そういった相談機関が増え、もっとスピーディーに対応できるようにはならないのか。

→（太田教育相談担当課長） 委員ご指摘のとおり、相談の待ち期間というのは、今で2か月程度の待ち状況となっている。少しでも早く子どもたちや保護者の困りに対応するため、体制については継続して考えていかなければならないし、基本的には、特別支援学級に行くときには、ちえりあの相談を挟むことになるが、その手続きについても色々な方法が出来ないか、教育委員会の中でも検討が必要だと考えているところ。

資料 4-1（10 ページ） 妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施

- ・（委員） この事業について、妊娠期及び出産後は経済的な負担が大きい

だけでなく、大変な状況を理解してもらうための相談はとても大事だと感じたが、実際の支援の状況として、どれくらいの人数的に、どの程度の期間支援に繋がったのか。

→ (宮村地域保健・母子保健担当課長) この事業は、令和4年12月に、国が経済的な支援と寄り添いの伴走型支援を一体的に支援することを決定し、本市でも令和5年1月から始まったばかりの事業。この事業は、妊娠期からの支援という側面があるため、母子手帳交付時に面接し、必要な支援を相談し、それをきっかけに始まる支援である。妊娠期に面接した方には、妊娠期の5万円を支給し、出産後、全戸訪問ということで、全員に専門職の家庭訪問を行い、その場合に更に5万円ということで、妊娠期と出産後の5万円ずつで、両方で10万円という形で給付している。実績の数値については、手元に資料がないが、実際に母子手帳交付時にまず面接をして、支援が必要な人は、専門職の保健師や委託の訪問指導員などの支援に繋がっている。この事業が始まって新しくなったのが、中期のアンケートで、中期にこちらからプッシュ型でアンケートを送り、心配なことの有無を聴取し、訪問を希望する方には家庭訪問している。今まで札幌市は、初妊婦の訪問をしていたが、初妊婦に限らず訪問するということが、支援が少し広がっているところ。件数としては、まだ始まったばかりのため数は多くないが、妊娠期から子どもが2歳になるくらいまでの支援を描き、妊娠期から出産、そして健診という中で、引き続き寄り添いながら、専門職等で支援している事業。実績等は今後引き続き実施する中で報告したいと考えている。

・(委員) 相談の担当者は妊娠期から出産期へ継続となるのか。

→ (宮村地域保健・母子保健担当課長) 継続できるようにしているが、出産数も多いことから、別の専門職が行くこともある。

・(委員) 産後の支援が継続できるのは安心感につながるし、産む前と産んだ後では状況が一変することも多いため、そこで訪問があったり相談が出来る人が身近にいるのはとてもいいことだと思う。

資料 4-1 (8 ページ) ヤングケアラー支援推進事業

・(委員) ヤングケアラーの定義が曖昧だと感じており、国籍が違うため親の通訳をしている子どもも当てはまるなどあると思う。また、実際にヤングケアラーの子どもを見つけた時に、どう対応すればいいかが掴めない。また、ヤングケアラーにきょうだい児が含まれると思うが、きょうだい児への支援はどのようにしているのか。また、交流サロンの回数や場所が少ないと思うため、増やした方が良くはないか。

→ (引地子どものくらし・若者支援担当課長) ヤングケアラーの定義について、厚生労働省では、本来大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行っている子どもとしている。市民に対する普及啓発のほか、中高生向けには名刺サイズのカードを配り、ヤングケアラーと呼ばれる子どもがいることや、相談窓口について周知を行っているところ。交流サロン

は、令和4年10月から月1回で開始し、令和5年度は月2回に回数を増やした。参加人数は、令和4年度は半年間で延べ35人、令和5年度は4月から7月までで延べ44人が参加しており、今後も学校や先生を通じ声掛けを続け、より多くのヤングケアラーに該当する方に参加してもらえるよう取組を進めていきたい。

- ・（委員）きょうだい児は、ヤングケアラーの中でも特別な存在であると考えている。その理由は、親は障がい児がいたら、きょうだい児は我慢するのは当たり前という前提のため、きょうだい児は心身ともに疲れてしまうと思う。そのため、交流サロンだけでは不足しており、ショートステイの回数を増やすなどのことをやっておかなければ、きょうだい児が疲弊してしまい、精神疾患になる恐れもあるため、そこを強化してほしい。

資料4-1（10ページ）安心して産み育てられる環境の充実

- ・（委員）出産前から様々な情報をお渡ししているという話があったが、実際に子育てサロンに来る保護者に聞くと、情報はたくさんもらったが、記憶にないという方が多い。こども緊急サポートネットワークなど、事前登録が必要な事業も知らず、すぐに使えないという状況は非常に残念。保護者は初めての出産や育児で頭がいっぱいのため、諸制度については何度も繰り返し伝えていく取り組みが必要ではないか。（意見のみ）

資料4-1（9ページ）不登校児童に関する支援

- ・（委員）全国的に不登校の増加率が予想以上に増えているが、全国調査を見た時に札幌市が他の政令市と比べて不登校児童の出現率が高い。そのため、学校をどうしていくかという問題と、不登校児に対し、学校外の場所で何をしていくかという、二つの視点が必要になってくると思う。また、学校も疲弊している状況にあると思われるため、今の学校制度を維持したまま学校内で何かするのではなく、学校外でできることを考えていく必要があるのではないか。

→（太田教育相談担当課長）不登校支援については、不登校にならないような学校づくりという視点と、不登校になってしまった子どもに対してどういう支援をしていくかという二つの視点で対応を考えていく必要があると考えている。学校外での取組については、教育支援センターやそこでオンラインを活用した支援を行っており、学校内でも教師がオンラインを活用した関わりや学習支援を行えるようになってきているため、そこを充実させていく必要があると考えている。また、子どもそれぞれの状況によって関わり方が異なるため、時間はかかるが状況に合わせた丁寧な支援が必要だと考えている。また、不登校になることでエネルギーを回復できたという子どももいるため、そういった子どもたちが学びたいと思ったときに、学校内外で学ぶことができる環境づくりをしていく必要があると感じている。

	<p>・(委員) 不登校の数の伸び方に対して支援の場所の数の伸び方が一致していないのではないかと。そのため、支援者個人の頑張りではなく、予算や制度の面で拡充していくようにしてほしい。</p> <p>資料 4-1 (7 ページ) 子どもの権利を大切にする環境の充実</p> <p>・(委員) 子どもの権利について、子どもに対してだけ啓蒙するのではなく、周辺の大人も子どもの権利の尊重ということを理解するような働きかけがもっと必要ではないかと。また、児童相談所の一時保護について、現時点で満床状態だと思うが、子どもたちが一時保護にならないよう、事前に子どもたちに出来る施策を増やしていくことが重要ではないかと。(意見のみ)</p> <p>資料 4-1 (8 ページ) いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合</p> <p>・(委員) ①いじめ対策・自殺予防事業について、ここで書かれているアンケート調査について、学校に対し具体的にどのように報告し、どのような指導をしているのか。(いじめ防止基本方針やいじめ対策組織とどのように連携をして学校に指示をしているのか)</p> <p>②アンケート調査の中身によっては、いじめの内容について具体的に出てきている可能性もあるが、そのような場合は、学校にどのように指導をしているのか。(いじめ対策組織でどのような検討をしてどのような指導をしたのか)</p> <p>③いじめ対策組織の中で、場合によっては不登校につながるような重大な事態だという事で実際に動くことがあったのかどうか。</p> <p>④①～③のことについて、追跡調査をしているのかどうか。</p> <p>⑤各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織を動かすのは現場の先生であり、それを動かすように指導するのが教育委員会の役割だと考えている。それについて、具体的に何かやっていることがあるのか、また、教育委員会としてはどのように考えているのかを教えてください。</p> <p>→(月宮子ども企画課長) 担当者不在により、後日書面回答とする。</p> <p>なお、当該質問への回答は別紙のとおり。</p> <p><審議結果> 承認</p>
--	---

報告	概要
1. 各部会の決議状況について	<p><事務局説明></p> <p>事務局より以下の資料について報告を行った。</p> <p>資料 5 放課後児童健全育成事業部会の決議状況</p> <p>資料 6 児童福祉部会の決議状況</p> <p>資料 7 処遇部会の決議状況</p>

資料8 いじめ問題再調査部会の決議状況

<委員からの意見及び質問>

・(委員) 子ども居場所や学習支援、子ども食堂などはどの部会で審議されるのか。札幌市でも困っている子どもや親子を支える事業が非常に重要になると思うため、教えてほしい。

→ (月宮子ども企画課長) 児童福祉部会での審議になる。

・(委員) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの数が絶対的に不足している状況がはっきりしている中で、札幌市で今後どのように増やしていく計画を持っており、どの部会で議論するのか。

→ (引地子どものくらし・若者支援担当課長) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、子どもたちの健やかな成長のために非常に重要な職と認識しており、児童福祉部会で審議中の「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」策定の中でも、重要な取組と考えている。札幌市全体として、次の5年間の計画であるアクションプランを議論中のため、一定の方向性が見えたら説明させていただきたい。

(議事概要について発言者内容確認済み)